# 令和2年度-令和3年度 議会活性化特別委員会調査報告書

# [検討課題]

- ① 議員定数
- ② 常任委員会の構成
- ③ タブレット端末の導入・利活用
- ④ 議員間協議の運用
- ⑤ 災害発生時の議会対応
- ⑥ 議会の通年会期制 (通年議会) の導入
- ⑦ 議会からの情報発信の在り方
- ⑧ 議員の会議欠席の取り扱い
- ⑨ 議会・議員活動のルール化

令和4年3月

# 高根沢町議会活性化特別委員会

# 目 次

| 1. | はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3             |
|----|---|
| 2. | 委員会の活動状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3             |
| 3. | 2年間の調査・研究による提言 ・・・・・・・・ P 4~11            |
| 4. | 調査・研究を終えて・・・・・・・・・・・・・・・ P11              |
| 5. | 委員会名簿 ・・・・・・・・・・・・・・ P12                  |
| 6. | 添付資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
|    | ・参考資料 3 一般質問者数、決算・予算特別委員会の質問事前通告者         |
|    | ・参考資料4 高根沢町議会タブレット端末使用基準                  |
|    | ・参考資料 5 議員間協議に係る申し合わせ事項の改正案               |
|    | ·参考資料 6 高根沢町議会災害対応指針                      |

## 1. はじめに

令和2年6月の第401回議会定例会において、議長発議により「議会活性化特別委員会」(以下、当委員会)が設置され、委員が選任されました。

議長からの諮問は9項目あり、議会運営に直接関わるものから、議員のモラルに 関わること、緊急時の対応の在り方、住民理解へのアプローチなど、幅広い範囲に おいて調査・研究するものでした。

当委員会の設置期間は令和4年3月までであり、9項目の課題について設定目標を立て、重要度を議論し、定められた期間でしっかりとした結果に結びつけられるよう着手順を決めて取り組むことになりました。

また、各課題について結論が出たものは、当委員会の名称にあるように活性化を スピーディーに反映できるよう、その都度議長に提言していくことにしました。

# 2. 委員会の活動状況

|    | 会議日時                        |    |                             |  |  |  |  |  |  |  |
|----|-----------------------------|----|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 1  | 令和 2 年 7月 2日 (木) 10:00~     | 11 | 令和 3 年 5 月 17 日 (月) 10:00~  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2  | 令和 2 年 7月 20 日 (月) 13:00~   | 12 | 令和 3 年 5 月 31 日 (月) 10:55~  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3  | 令和 2 年 8月 6日 (木) 15:30~     | 13 | 令和 3 年 6 月 4 日 (金) 10:00~   |  |  |  |  |  |  |  |
| 4  | 令和 2 年 9月15日 (火) 9:00~      | 14 | 令和 3 年 6月 16日(水)13:30~      |  |  |  |  |  |  |  |
| 5  | 令和2年10月14日(火)10:00~         | 15 | 令和 3 年 6 月 24 日 (木) 10:00~  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6  | 令和 2 年 11 月 19 日 (木) 10:00~ | 16 | 令和 3 年 7月 14 日 (水) 10:00~   |  |  |  |  |  |  |  |
| 7  | 令和 2 年 12 月 10 日 (木) 10:00~ | 17 | 令和 3 年 8 月 19 日 (木) 10:00~  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8  | 令和 3 年 1月 20 日 (水) 10:00~   | 18 | 令和 3 年 9月 14日 (火) 10:00~    |  |  |  |  |  |  |  |
| 9  | 令和 3 年 2月 9日 (火) 10:00~     | 19 | 令和 3 年 10 月 13 日 (水) 10:00~ |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 | 令和 3 年 3月 2日 (火) 10:00~     | 20 | 令和 3 年 12 月 8 日 (水) 11:45~  |  |  |  |  |  |  |  |

## 3. 2年間の調査・研究による結果

当委員会は、2年間にわたり議長より諮問された9項目について、当議会の現状と課題を分析しつつ、議会の在り方を踏まえ日常調査をしてまいりました。

「町民に寄り添った議会」、「時代にあった議会運営」、「先を見据えた議会構造」 の構築を図るためには、どのような仕掛けや仕組み作りが必要であるのかというよ うな視点で検討熟議してまいりました。

この2年間に他自治体や全国の統計、先進事例を調査・研究をしてきたことで 我々が見出した結果を、今後の議会運営で展開していただければ、議長に与えられ た諮問の課題解決に繋がると考え、議長に提言いたします。

## ①議員定数・報酬 及び ②常任委員会の構成

当議会の定数を考える上で、「議会の役割」、「定数の推移」、「人口規模と定数」、 「議会各委員会の現状」、「議員活動量」、「不測の事態への対応」、「議員のなり手不 足」の7つのキーワードを基に調査・研究しました。

また、定数削減ありきではなく、現状分析したうえで現状維持、増数、削減を総合的に加味しながら真剣に検討してきました。

なお、「常任委員会の構成」は定数と密接な関係にあることや、報酬額の見直しに ついても合わせて検討することが望ましいと判断し、一括して議論してきました。

議会の役割としては、議決権限や首長への提案権、委員会による審議・審査機関、意見書の提出権、検査・調査権など基本的な権限や機能を確認するとともに、近年の新たな認識として開かれた議会への対応、住民参画での政策立案、議会発議による条例の制定、SNSによる情報発信など、時代の変化によって議会も変革をしていく必要があることが分かりました。

定数の推移では、住民からどのような声があがっているのか、過去の定数推移の 経緯等を把握し、議会運営や議会機能を果たす上で、「最低何名いればよいのか」と いう観点を抱くことに繋がりました。 人口規模と定数では、議員一人当たりの人口は何人程度が指標となっているのか を調査し、県内 11 町と比較した結果、議会機能を損なうことなく責務を果たす上で は単純な人口比で算出できないと思いつつも、議員定数を削減しても議会機能は維 持できると感じました。

常任委員会は、各常任委員会が受け持つ所管課数と範囲、議員一人当たりの各種 委員割り当て数、正副議長正副委員長が充てられる行政設置の各種委員会数などの 現状を把握し、議員一人当たりの活動量に大きく差異があることが判明しました。 結果として、委員会数を均等に割り当て、一人当たりの活動量を平均化すれば、

しかし、定数削減後において、委員会の機能や質の低下につながるのであれば、 今後も適時に委員会数や委員数の検討を継続的に図る必要があると考えました。

定数を減らしても問題ないという判断にいたりました。

議員の活動量では、議会活動と議員活動に対しアンケート調査を実施しました。 重要なアンケートにもかかわらず、提出しない議員がいたことは大変残念でしか ありません。

また、各委員会や一般質問など、これまでの議員の発言状況を調査し、発言者が限定的になっていることも把握されたとともに、議員の活動量には大きな差異が生じていることが判明しました。

住民の意見をより多く聞くためには、一人でも多くの議員が必要であると思っていたこととは裏腹に、定数を削減しても問題なく議会運営ができると判断されました。

不測の事態への対応においては、近年の自然災害等が多発する現状があります。 災害時の議員の活動を考えると、小学校6校のエリアで区割りし、各エリアでの 人口比で議員数を当てはめても、現定数を削減しても問題ないと判断できます。

この他、不測の事態として議員辞職も検討し、現在1名減の状態で特に支障なく 議会機能を果たせていることからも、定数を削減しても問題ないと判断できます。

議員のなり手不足では、その要因を調査し、議員職に対する魅力の低下、低い報酬額などが主な要因であると捉えました。

そして、当議会の年代別構成から見ても、世代間のバランスが整っておらず、 様々な世代の住民の声をしっかりと聞き、町政に反映できる状況とは言えない状態 であると再認識しました。

さらには、女性活躍の時代においても現状女性議員は一人であり、女性視点での 考察や政策提言に活かしづらい環境であるとも捉えました。

この他に、情報発信による興味関心度の向上を図る対策(議会との懇談会・ Facebook など)を実施しているにもかかわらず、投票率や政治参加は冷ややかな状況であることや、町民から「何にもしない議員が多い」、「町の議員では生活ができない」といった声があることから、より一層の打開策を講じる必要性があります。

議員報酬に対する考え方としては、「議員報酬の性質」、「報酬額の推移」、「議員のなり手不足解消」、「議会・議員活動による出費」、「他市町村との比較」、「新たな視点での報酬額の設定」、「財政状況」の7つの視点で議論してきました。

報酬の性質では、自治体の財政状況により報酬額に大きな差異がありました。

また、全国の傾向として、議員に立候補する多くは年金世代という状況も把握でき、当議会においてもその現状は同一であります。

議員報酬は公務を対象としており、個々の議員活動は公務対象外として報酬の対象にならないという考え方があるが、議会活動に直結する住民意見の聴収や、自治体事案に対する調査・研究に要する活動は公務として捉えるべきと考えられます。

また、土日の行政行事や学校イベント(成人式・運動会など)への参加は、同じ く選挙で選ばれた首長と同等に公務と捉えるべきであります。

報酬額の推移では、前回の見直しから26年が経過し、物価の上昇や社会性、経済状況などの社会変化に対し、報酬額は見合っていないと考えられます。

アンケート調査に基づく議員の年間活動平均日数は 120 日以上となり、定数削減 となった場合は、より一層議員の活動量は増えることが予想され、報酬額の増額は やむを得ないと考えます。

議員のなり手不足解消では、現議員の兼業・専業状況を調査したところ、専業は 1名のみであり、子育てにかかる費用や住宅ローンなどを抱えた状況で、専業での 議員職は難しく、兼業しないと生活に支障が出ると考えられます。

また、議員は通常の会社員とは違い、社会保険や福利厚生などもなく、現在の職を辞して立候補する意思を固めるとはなりにくい状況であることから、議員報酬の増額や、企業の理解、社会保障等の充実は必要と考えます。

議会・議員活動による出費はどのようなものがあるのかを調査したところ、議会活動では車の燃料費程度であったが、議員活動では後援会に対する費用、調査・研究のための資料購入・旅費、政党活動など多くあり、議員の生活には一般的な生活に比べ多くの出費があり、地方自治法で定める報酬の定義では成り立たない現状がありました。

他市町村との比較では、栃木県内町村の報酬額を調査したところ、本町は下から 3番目の状況であることが分かりました。

新たな視点での報酬額の設定では、全国の自治体による先進的な考え方を調査 し、委員長報酬や交通費の日額弁償など多様な考え方を知る事ができました。

議員活動をしながらも安定的な生活ができる報酬額の算定について検討する必要 があるとの考えに至りました。

本町の財政状況は、2011年以降100億を超える歳入ベースがあり、令和2年度の 当初予算に対する議員報酬の割合は0.6%でありました。

今後の本町の財政課題は、人口減少に伴う税収減や、公共施設の維持管理費の増加などがあるが、歳費に影響しない範囲での報酬額増加が望ましいと考えました。

総合的な結論としては、議員定数は様々な観点から検証したうえで、現行の 16 人から 13 人に削減しても、議会機能を損なうことはないと判断しました。

また、今後は ICT を積極的に活用することにより、将来的には 10 名でも議会機能が果たされる可能性があり、社会状況に応じて議員定数を引き続き検証することを提言します。

なお、議員報酬に対しては、現代社会の経済・物価変動の状況を考えても増額することは必要であると結論付けました。

また、常任委員長に対する手当の導入も合わせて行うことを提言します。

報酬額が増額されることにより、金額に見合った議会・議員活動を行うことは当然であり、今後議員を目指す者は、真剣に町政を考える有志でなくてはならず、町民の負託に応えられる議会になると考えます。

議員報酬の最終的な検討を特別職報酬審議会に図っていただくよう、重ねて提言 いたします。

# ③タブレット端末の導入・利活用

タブレット端末には、どのような利活用方 法があるのかを調査研究しました。

その結果、各議員の情報共有や、ペーパーレス化、事務局職員の負担軽減、緊急時の情報伝達、日常での住民対話への活用など導入するメリットと必要性を確認できました。



令和3年9月から導入されたタブレット端末

デメリットとしては、タブレット導入による維持管理費や Wi-Fi 環境への設備投資にかかる費用などがありました。

しかし、総合的に導入に対し検討した結果、「タブレット端末使用基準」を作成 し、時代にあった議会とすべく導入することが望ましいと結論付け、議長に提言し ました。

# ④議員間協議の運用

前期の活性化特別委員会において、提言し導入された議員間協議であったが、実質的な利活用がされなく、どのような議題・場面で運用するかを再検証しました。

委員の中には議員間協議を理解していない状況も見られたことから、再度、全議 員に周知・理解を図る必要がありました。

そこで、議員発議、陳情の取扱いで議会運営員会が結論を出せなかった事件や、 情報公開請求・住民等意見書の提出に伴う報告及び検証、議員の問題については、 必ず議員間協議を行うものとして規程に明記することを提言しました。

さらに、月に1回は全員協議会を開催することを基本とすることを明記し、議員 間協議による情報共有や効率よく協議できる状況を作ることも提言しました。

# ⑤災害発生時の議会対応

今までは、議会として明確な災害等発生時の対応が決められておらず、いざ災害が起きた時の住民の不安や困りごとに対し、議会としてどう寄り添う事ができるかを基軸に、議会の災害対応指針を作成するため検討してきました。

議会及び議員の役割、そして議会事務局の役割を明確にし、初期、中期、後期の

時系列での対応を明確にしました。

初期においては、正副議長の登庁や、各議員の安否報告、それぞれの地域での活動及び状況報告を行うこととし、中期では被災地・避難所での情報収集及び事務局への報告、報告を受けた事務局から議長への報告及び必要に応じた災害対策本部へ対応要請、今後の対応への協議することを行うこととし、後期では必要に応じた臨時会の招集請求を行うこととしました。

そこで、これらの対応を指針に記載することとし、議会として対応することを提 言しました。

## ⑥議会の通年会期制 (通年議会) の導入

通年議会を導入する効果や現状での議会運営での必要性などを検証しました。 意見としては、

- ・専決処分が無くなる
- ・緊急時の対応がスムーズ
- ・行政職員の負担が増える
- ・継続審査や日常調査をしつかり行える
- ・時間の制約が難しい
- いつでも議会をやっているということを住民に示す機会になる
- ・導入して議会運営がどのように良くなるか分からない
- ・臨時会での対応で十分機能される

などの多様な意見が出ました。

行政が議会を軽視しない限り、重要な事案に対し専決処分をする事は考えられず、また本町に通年議会が導入されても、開催数が現状の議会と比較して変化がない事が予測されます。通年議会を導入するためには、導入している自治体の状況調査や、効果を検証し、本町にとって必要と捉えられる状況を調査・研究する必要があります。

現状での議会運営上まだ導入する必要性が見出されないため、当委員会では導入 しないという結論となりました。

## ⑦議会からの情報発信の在り方

当議会の情報発信ツールは「議会だより」と町ホームページ内にある議会ページ、YouTube による一般質問の動画配信しか行っておらず、今の時代を考えると SNS を積極的に活用した情報発信は必要になっています。

当委員会では、どの SNS ツールを利用すれば効果の高い結果を生み出すことがで



令和3年2月から Facebook での情報発信を開始

きるのか検証してきましたが、議会広聴特別委員会では、Facebookを活用した議会情報を発信する取り組みを始めたことから、複数のツールを利用するより Facebookによる発信の効果を検証する事が望ましいと判断しました。

## ⑧議員の会議欠席の取り扱い

当議会の課題として、不明瞭な欠席事由や欠席届の未提出、報告なしでの欠席など、議員のモラルの低下、議会の品位を損なう状況が見られることから、欠席等に対し、明確なルールを作ることが望ましいと判断しました。

これにより、各議員の欠席に対する意識調査をしたところ、

- ・欠席理由を具体的に内規等で定めるべきか
- ・欠席状況や理由を公表すべきか
- ・欠席の了承を届出前に得るべきか

などの賛否や意見を聴取しました。

また、全国町村議会議長会より欠席の届け出について欠席理由や出産に関わる欠席期間を議会会議規則において明確にすることが示されました。

そこで、議会会議規則を変更することや、欠席する際の連絡順序を「議会運営マニュアル」に新たに記載することや欠席届の様式を変更することを提言しました。

## ⑨議会・議員活動のルール化

議会の目的には広く町民の福祉向上を図るという大義があり、これを実直に実行

する上で、「議会基本条例」を定めて明確な位置づけのもと議会運営している議会も 全国的にあります。

また、各議会には会議規則や議会運営マニュアル、申し合わせ事項など、様々な 形でのルール作りがされており、当議会もその一つであります。

ルールの一元化を図り、明確な基準のもと町民の負託に応えた議会の在り方を検証すべく、当議会の運営マニュアル等の再確認を行いました。

議会運営マニュアルは、地方自治法と会議規則を基に作成されており、議会運営 のルールが明確に示されていることが確認できました。

また、申し合わせ事項も確認したところ、当議会独自のルールが示されており、 過去に起きた事案のもと作られた職員との面会ルールや、公務外の連絡周知に関わ ること、議員あて職の町設置委員会等の会議に出席した時の報酬と報償について、 正副議長の任期などを記載してありました。

当議会は、会議規則・議会運営マニュアル・申し合わせ事項においてルール化されており、目的は達成できる状況でありましたが、正当な理由なく会議を欠席する議員がいることや、議員が町職員に対して恫喝するなどの事案が発覚して議長より注意を受けたこと、また、町が設置する委員会の委員に議員が選任する際の報酬の見直しが必要であると議員から提案されているなど、詳細な議会及び議員のルール化や規定を定め、より一層議会としての責務を果たすべく努力することが住民の負託に応える結果と考え、「議会基本条例」の策定に向けた検討を行うべきとの判断をしました。

議会基本条例の制定に向けての検討や結果を出すためには、当委員会の設置期間では困難であることから、議会基本条例を制定するための特別委員会を改選後に設置することを提言いたします。

## 4. 調査・研究を終えて

当委員会が調査・研究した9項目のうち、「議員定数」、「常任委員会の構成」、「タブレット端末の導入・利活用」、「議員間協議の運用」、「災害発生時の対応」、「議会からの情報発信」、「欠席の取り扱い」の7項目においては、条例改正やマニュアル化、機器導入などの改革に繋がり、活性化をもたらす一助になると考えられます。

しかし、「通年議会の導入」は、今後の状況を見定めて適時検討することとなり、 継続した調査・研究が必要であると考えますので、しかるべきタイミングでの検討 特別委員会の設置を提言します。

また、「議会・議員活動のルール化」については、議会および議員の活動や役割、職務に対する明確な規定など、総合的かつ全体を見通した「議会基本条例の制定」に向けた特別委員会設置を提言します。

2年間に渡り、議会の現状や果たすべき役割、また議員一人一人のモラルなども 考えながら各委員から様々な視点で、率直な意見を出し合えたことにより、幅広い 課題を熟議し結論を出せたのだと思います。

今回の結果は、議会として身を切る改革となり、議員一人あたりの重責度は高まります。我々議会議員は、町民の代表機関の一員であることをより自覚し、襟を正し、基本に立ち返りながら、町民との距離を緊密にしながら相互理解をより一層高め、町民の福祉向上へと繋げていかなければなりません。

今後も、議会改革や活性化などを図りながら、全議員が同じ意識のもと、町民の ための議会を常に維持し続けられることを切に願います。

最後に、当委員会の調査・研究に協力いただきました、県内各市町の議会事務局 様に感謝を申し上げ、当委員会の報告と致します。

ありがとうございました。

## 5. 委員会名簿

委員長 佐藤 晴彦

副委員長 神林 秀治

委 員 森 弘子(令和3年6月から)

委 員 齋藤 武男

委員 加藤 章

委員 鈴木伊佐雄(令和3年4月まで)

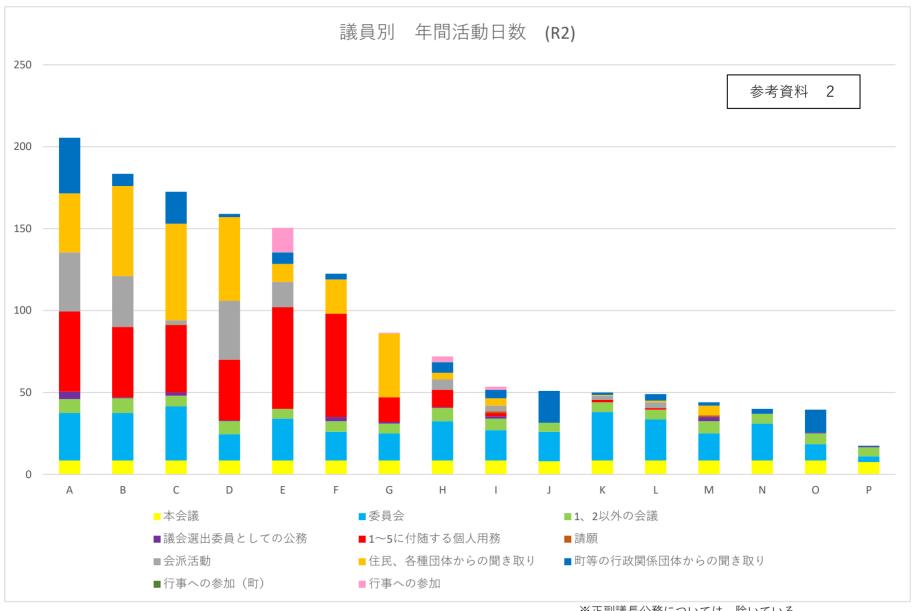
委員澤畑宏之

※鈴木伊佐雄委員は、令和3年4月臨時会において議長に就任したことから、委員を辞任 し、欠員補充のため、新たに森弘子議員が選任されました。 議会としての議員活動 令和2年度(平均)

参考資料 1

|     |         |                      |  |     |              |      |     |     |      |     |      |      |     |     |      | -     |
|-----|---------|----------------------|--|-----|--------------|------|-----|-----|------|-----|------|------|-----|-----|------|-------|
| No. | No. 活動名 |                      | 舌動名 内容                                     |     | 平均日数(合計/議員数) |      |     |     |      |     |      |      |     |     |      |       |
|     |         | 7.8-22               |  |     | 5月           | 6月   | 7月  | 8月  | 9月   | 10月 | 11月  | 12月  | 1月  | 2月  | 3月   | 年間    |
| 1   |         | 本会議                  | 定例会、臨時会                                    | 0.5 | 0.0          | 1.0  | 0.5 | 0.0 | 2.4  | 0.0 | 0.5  | 1.5  | 0.5 | 0.0 | 1.5  | 8.4   |
| 2   | 議       | 委員会                  | 議会運営委員会、常任委員会、特別委員会                        | 0.9 | 1.1          | 1.4  | 1.1 | 1.5 | 4.9  | 1.1 | 1.0  | 1.8  | 1.0 | 0.9 | 4.0  | 20.9  |
| 3   | 会活      | 1、2以外の会議             | 全員協議会、会派代表者会議、ほか                           | 1.0 | 0.9          | 0.0  | 0.7 | 0.9 | 0.7  | 1.2 | 0.5  | 0.1  | 0.8 | 0.5 | 0.5  | 7.7   |
| 4   | 動       | 正副議長公務               | 行事等出席、決裁等                                  | 0.6 | 0.5          | 0.5  | 0.5 | 0.4 | 0.4  | 0.7 | 0.4  | 0.4  | 0.4 | 0.4 | 0.4  | 5.7   |
| 5   |         | 議会選出委員としての公務         | 各種審査会、委員会への出席                              | 0.0 | 0.2          | 0.2  | 0.6 | 0.1 | 0.3  | 0.2 | 0.1  | 0.3  | 0.0 | 0.0 | 0.0  | 2.0   |
| 6   |         | 1~5に付随する個人用務         | 議案等の精読、質問や討論の準備、広報取材<br>や原稿作成、ほか           | 1.3 | 1.7          | 2.8  | 1.9 | 2.9 | 4.7  | 1.7 | 2.9  | 2.6  | 1.6 | 3.7 | 2.3  | 30.0  |
| 7   |         | 請願                   | 請願に対して行う活動                                 | 0.0 | 0.0          | 0.0  | 0.0 | 0.0 | 0.0  | 0.1 | 0.1  | 0.0  | 0.0 | 0.0 | 0.0  | 0.2   |
| 8   | 議       | 会派活動                 | 会派で行う調査研究や、提言の準備                           | 1.1 | 0.9          | 1.2  | 1.7 | 0.9 | 1.5  | 0.7 | 0.8  | 0.8  | 1.1 | 0.8 | 0.8  | 12.1  |
| 9   | 員活      | 住民、各種団体からの聞き<br>取り   | 住民の意見や要望を聞き取るための行動                         | 1.5 | 1.6          | 2.1  | 1.5 | 2.2 | 2.3  | 2.1 | 2.2  | 3.7  | 2.4 | 2.9 | 3.3  | 27.7  |
| 10  | 動       | 町等の行政関係団体からの<br>聞き取り | 地域課題の把握や解決のために行政関係者か<br>ら説明を受けたり、意見交換を行う活動 | 0.5 | 0.3          | 0.8  | 0.8 | 0.7 | 0.7  | 0.7 | 0.6  | 0.6  | 0.9 | 0.6 | 0.8  | 7.9   |
| 11  |         | 行事への参加(町)            | 町や町が事務局を持つ団体が主催する行事への参加                    | 0.0 | 0.0          | 0.0  | 0.0 | 0.0 | 0.0  | 0.0 | 0.0  | 0.0  | 0.0 | 0.0 | 0.0  | 0.0   |
| 12  |         | 行事への参加(その他)          | その他の団体が主催する行事への参加                          | 0.2 | 0.0          | 0.0  | 0.1 | 0.1 | 0.2  | 0.2 | 1.4  | 0.6  | 0.0 | 0.0 | 0.4  | 3.3   |
|     | 승計      |                      |  | 7.7 | 7.0          | 10.0 | 9.4 | 9.6 | 18.1 | 8.5 | 10.4 | 12.3 | 8.9 | 9.8 | 14.0 | 125.8 |
|     |         |                      |  |     |              |      |     |     |      |     |      |      |     |     |      |       |

月平均 10.5 日



※正副議長公務については、除いている。

# 一般質問者数 参考資料 3

| 議席 | 氏 名   | H30.6 | H30.9 | H30.12 | H31.3 | R1.6 | R1.9 | R1.12 | R2.3 | R2.6 | R2.9 | R2.12 | R3.3 |
|----|-------|-------|-------|--------|-------|------|------|-------|------|------|------|-------|------|
| 1  | 澤畑宏之  |       | 0     |        | 0     |      | 0    |       | 0    | -    | 0    |       |      |
| 2  | 髙根博   |       | 0     |        | 0     |      |      | 0     |      | -    |      |       |      |
| 3  | 佐藤晴彦  | 0     | 0     | 0      | 0     | 0    | 0    | 0     | 0    | -    | 0    | 0     | 0    |
| 4  | 鈴木伊佐雄 |       |       |        |       |      |      | 0     |      | -    |      |       |      |
| 5  | 中山喜美一 |       |       |        |       |      |      |       |      | -    |      |       |      |
| 6  | 加藤章   |       |       |        |       |      |      |       |      | -    |      | 0     | 0    |
| 7  | 齋藤武男  |       | 議長    |        |       |      | -    | 0     |      |      |      |       |      |
| 8  | 齋藤誠治  | 0     | 0     | 0      | 0     | 0    | 0    | 0     | 0    | -    | 0    |       |      |
| 9  | 梅村達美  | 0     |       |        |       | 0    |      |       | 0    | ı    |      |       |      |
| 10 | 横須賀忠利 | 0     | 0     | 0      | 0     |      | 0    |       |      | -    | 0    |       |      |
| 11 | 小林栄治  |       |       |        | 0     |      | 0    | 0     |      | -    | 議長   |       |      |
| 12 | 神林秀治  |       |       |        |       |      |      |       |      | -    |      |       |      |
| 13 | 森弘子   | 0     | 0     | 0      | 0     | 0    | 0    | 0     | 0    | ı    | 0    | 0     | 0    |
| 14 | 野中昭一  |       |       |        |       |      |      |       |      | -    |      | 0     |      |
| 15 | 鈴木利二  |       |       |        |       |      |      |       |      | _    |      |       |      |
| 16 | 阿久津信男 |       |       |        |       |      |      |       |      | -    |      |       |      |
|    | 人数    |       | 6     | 4      | 7     | 4    | 6    | 6     | 5    | _    | 6    | 4     | 3    |

平均 5.1

# 決算・予算特別委員会の質問事前通告者

| 議席 | 氏 名   | R1予算 | R2決算 | R2予算 |
|----|-------|------|------|------|
| 1  | 澤畑宏之  |      | 2    | 5    |
| 2  | 髙根博   | 3    |      | 4    |
| 3  | 佐藤晴彦  | 41   | 65   | 48   |
| 4  | 鈴木伊佐雄 |      | 1    | 2    |
| 5  | 中山喜美一 |      | 3    | 7    |
| 6  | 加藤章   | 5    | 5    | 4    |
| 7  | 齋藤武男  |      |      | 3    |
| 8  | 齋藤誠治  |      |      |      |
| 9  | 梅村達美  |      | 9    | 6    |
| 10 | 横須賀忠利 |      |      |      |
| 11 | 小林栄治  |      | 18   | 10   |
| 12 | 神林秀治  | 4    |      |      |
| 13 | 森弘子   | 28   | 17   | 11   |
| 14 | 野中昭一  |      | 1    | 2    |
| 15 | 鈴木利二  |      |      |      |
| 16 | 阿久津信男 |      |      |      |
|    | 質問数   | 81   | 121  | 102  |
|    | 人数    | 5    | 9    | 11   |

平均 8.3

# 高根沢町議会におけるタブレット端末使用基準

令和2年9月11日 制定 令和3年10月19日 改正

#### 1. 目的

この規程は、効果的で迅速な議会運営、情報の共有など、開かれた議会の実現とさらなる 議会活性化を推進するため導入するタブレット端末の適正な使用について、必要事項を定 めることを目的とする。

#### 2. 定義

この規程における用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 端末機…町議会において使用するタブレット端末
- (2) 会議…本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会等の会議

## 3. 端末機の貸与

- (1) 議長は、議会運営及び議員活動の充実のため、議員に端末機を貸与するものとする。
- (2) 端末機は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (3) 端末機の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。

#### 4. 遵守事項

- (1) 議員は、端末機を適切に管理しなければならない。
- (2) 端末機の盗難若しくは紛失、又は破損したとき、また情報漏洩その他の事故が生じた場合は、速やかに議長に届け出るものとする。
- (3) 端末機に個別に設定したパスワードを適切に管理し、第三者に不正利用されないようにしなければならない。
- (4) 情報の受発信は、議員の責任において行うものとする。

#### 5. 端末機の使用範囲

- (1) 議会活動及び議員活動に必要な範囲で使用するものとする。
- (2) 会議中は、当該会議の目的外で端末機を使用してはならない。

#### 6. 禁止事項

端末機の使用に当たって、次に掲げる事項については、これを禁止するものとする。

- (1) 端末機の改造、交換及び拡張機器の追加、動作環境の変更
- (2) OS やアプリケーションの削除及び改版(管理者によるものを除く)。

- (3) 端末機への新たなアプリケーションの追加(管理者による追加を除く)。
- (4) 私物パソコンや USB メモリ等の外部端末への接続。
- (5) 端末機のために役場に設置された Wi-Fi に、私物端末を接続すること。
- (6) 個人情報並びに町議会及び町において公開されていない情報の開示。
- (7) 議会活動及び議員活動に関係のない WEB サイトの閲覧。
- (8) 公序良俗に反すること、その他町議会及び町の信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となること。

## 7. 会議での禁止事項

- (1) 会議中に音声や操作音などを発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。
- (2) 会議中に電子メール等により外部との通信を行うこと。
- (3) 会議中にソーシャルネットワークサービス(SNS)や掲示板等へ投稿すること。
- (4) 議長又は会議の長の許可なく会議を撮影、録音、又は録画すること。
- (5) 他者の迷惑になる行為を行うこと。

#### 8. 違反行為に対する措置

6、7の規定に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長は、端末機の使用を停止させることができる。

#### 9. 賠償の義務

端末機に盗難又は紛失、破損等の事故が生じた場合において、当該事故が議員の故意又は 重大な過失による場合は、議員は端末機を現状に復するために要した費用を負担しなけれ ばならない。

## 10. データの保管

クラウドサーバに格納する期間は、原則、5年間とする。

# 11. その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

より充実した議会活動につなげるため、必要に応じてこの規程を積極的に見直していく。

# 議員間協議に係る申し合わせ事項

#### (議会活性化特別委員会改正案)

この申し合わせ事項は議員間協議の実施に関し、高根沢町議会会議規則及び高根沢町 議会全員協議会に関する規程に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

#### 1. 目的

議員間協議は、町長又は議員から提出された議案について、よりよい合意形成を行うため、様々な観点から全議員間で議論を深め、議案を精査する等、議会として説明責任を果たせることを目的とする。

また、議案のみならず住民意見からなる政策展開等においても、全議員間で協議し、 政策論争を十分に行うことで、本町の住民福祉向上につなげるものとする。

なお、議員のみで行う全員協議会は議員間協議とする。

#### 2. 協議を行う場

議員間協議を行える会議は次に掲げるとおりとする。

- ① 本会議
- ② 全員協議会
- ③ その他議長が必要と認める会議

#### 3. 議員間協議の対象

議員間協議を行うことができる議題は次に掲げるとおりであり、個人の主張ではなく 広く公共の立場に立った課題のみを議題とする。

- ① 定例会・臨時会提出議案(議員発議を含む)
- ② 各常任委員会の日常調査及び所管する範囲内の課題
- ③ 各特別委員会の目的に沿った課題
- ④ 各会派の調査研究内容及び政策テーマ
- ⑤ 請願や陳情で、議会運営委員会において取扱い方法の意見が分かれたもの
- ⑥ 議会に対する情報公開請求や、意見書
- ⑦ 議員の問題行動
- ⑧ その他、本町の住民福祉向上にかかる課題

#### 4. 議員間協議の申し入れ

議員間協議を行いたい場合は次に掲げるとおりとする。

- ① 本会議においては各議員の動議により議長に申し入れをすることができる。ただし、議案の質疑後討論の前に行うものとする。
- ② 全員協議会においては、常任委員長、特別委員長、会派代表者により議長に申し 入れをすることができる。

なお、個人で協議を申し入れたい場合は、事前に議長に申し出ることとする。

#### 5. 開催時期

全員協議会においては、毎月1回開催することを基本とする。

#### 6. 協議時間

協議時間については無制限ではなく、一議題につき 60 分以内とする。

ただし、協議時間が 60 分を超える場合は、議長の裁量により協議時間を延長することができる。

#### 7. 議員間協議の進行

議員間協議の進行は議長とする。

8. 議員間協議の停止及び中止等

議員間協議において、議員を非難する等の不適切発言がある場合は、議長が注意及び 発言の禁止、又は議員間協議の停止及び中止をすることができるものとする。

9. 執行部及び関係者の説明

議員間協議は議員のみで行うものとし、執行部及び関係者の出席及び説明は求めない ものとする。

ただし、議員間協議進行者が必要と認めた場合はこの限りではない。

# 10. 申し合わせ事項の修正

この申し合わせ事項において、有効性や進行に支障をきたす場合は、議会議員全員協議会において検証し、修正案を作成して議員の3分の2以上の賛成により修正できるものとする。

なお、了承を得た日をもって修正された申し合わせ事項を適用する。

附則

この申し合わせ事項は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この申し合わせ事項は、令和4年5月1日から施行する。

# 高根沢町議会 災害対応指針

令和2年10月27日制定 令和3年10月19日改正

## 1. 趣旨

高根沢町内において地震、風水害、感染症拡大等の大規模災害が発生した際に、町議会及び町議会議員が迅速かつ適切な対応を図るため、具体的な対応方針を定める。

#### 2. 大規模災害とは

町が高根沢町災害対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置する災害(※1)、 またこれに準じた組織が設置される災害等とする。

## 3. 議会の役割

議会は、大規模災害が発生した際には、町対策本部と連携し、町の災害対策を側面から支援し、町民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、全議員で構成する高根沢町議会災害対策会議(以下「災害対策会議」という。)を設置し以下の役割を担うものとする。

- (1) 議員の安否確認
- (2) 災害等の情報を収集し、及び整理し、必要に応じて議員及び町対策本部に情報を提供して連携を図る。
- (3) 町対策本部及び関係機関に対し、必要に応じて優先順位を付して要望及び提言を行う。
- (4) 必要な会議を速やかに開催する。
- (5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

#### 4. 議員の役割

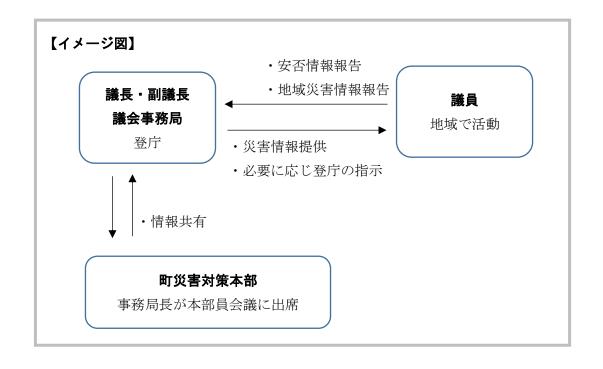
議員は、災害発生直後においては、被災した住民の救援や復旧のために、地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。このような役割を担うため、議員は以下のとおり行動する。

- (1) 速やかに議会タブレットの LINE WORKS、メール又はFAX (必要に応じて電話) で 自身の安否等を議会事務局に報告する。( $\overset{*}{\times}$ 2)
- (2) 自身の安全を確保したうえで、各々の地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、町民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- (3) 地域活動などを通して地域の災害情報などを収集し、議会事務局に報告する。
- (4) 町対策本部が災害対応に専念できるよう、個別の要請等については、議会事務局を窓口として行い、町対策本部や所管課等と直接やり取りを行わないようにする。

- (5) 議会事務局や町対策本部から提供された情報を、必要に応じて町民に伝達する。
- (6) 議長からの参集指示や、議会事務局からの情報提供に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。

## 5. 議会事務局の役割

- (1) 把握した議員の安否、被害状況及び町の対応状況を、速やかに各議員に報告する。
- (2) 事務局長は、町対策本部の本部員会議に出席し、情報の共有を図る。



### 時系列対応指針

## 【初動対応期(災害発生時から24時間以内)】

- (1) 議長及び副議長は、速やかに登庁する。(※3)
- (2) 議員は自身の安否を議会事務局に報告する。議会事務局は議員の安否を議長に報告する。
- (3) 議員は、自身の安全を確保したうえで、それぞれの地域において活動する。
- (4) 議員は、議会事務局との連絡体制を確立する。
- (5) 議会事務局は、議員へ災害情報を提供する。
- (6) 議長は、必要に応じ、議員の登庁を指示する。

#### ※会議開催中の対応

- ・議長(委員長)は、会議の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩または延会(散会)を宣告することができる。
- ・議場(会議室)から避難が必要となったときは、議長(委員長)は、傍 聴者を避難・誘導するとともに、速やかに避難するものとする。
- ・議長(委員長)は、災害が発生した場合、または発生する恐れがあると 判断した場合、速やかに当局、あるいは議会運営委員会等で協議を行い、 全議員に情報を伝えるものとする。

## 【中期(災害発生時からおよそ1週間以内)】

- (1) 議会事務局は、町対策本部からの新しい情報を議員に提供する。
- (2) 議員は、地域における被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて議会事務局に連絡する。
- (3) 議員からの連絡を受けた議会事務局は、議長が必要と認めるときは、町対策本部へ要請を行う。
- (4) 議長は、必要な会議を開催し、今後の対応について協議するものとする。

## 【後期(災害発生からおよそ1週間以降)】

- (1) 議長は、必要に応じて臨時会の招集請求をし、災害対策に対する対応を協議する。
- (2) 議員は、地域においての情報収集に努める。
- (3) 議長は、被災地及び避難所等に状況に応じて、町へ要請、要望を行う。

## 注釈

## ※1 高根沢町災害対策本部設置基準

#### ≪地震≫

町域に震度6弱以上の地震が発生した場合

震度5弱・強以上の地震が発生し、町長が必要と認めた場合

その他町長が必要と認めた場合

#### ≪風水害≫

- ①気象業務法に基づく気象注意報、気象警報が発令され大規模な災害が発生するお それがあり、その対策を要するものと町長が認めたとき。
- ②町内に洪水等の災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要すると町長が認めたとき。

#### ≪火災≫

- ①大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合
- ②その他町長が必要と認めた場合
- ≪放射性物質·危険物等事故≫
  - ①危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生した場合
  - ②漏洩物により相当の被害が発生した場合
  - ③その他町長が必要と認めた場合

#### 《原子力災害》

- ①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があったとき。
- ②原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- ③近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で 500 μ Sv/h 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
  - (2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る。)
- ④原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内に おいて屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- ⑤その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

#### ※2 議員の安否等報告事項

①議員名、②安否の状況、③現在の居場所、④参集の可否、⑤連絡先、⑥その他

## ※3 議長及び副議長がともに登庁できないとき

以下の順により、災害対応における議長の職務を代理する。

①議会運営委員会委員長→常任委員会委員長(②総務→③教育福祉→④建設産業)